

姫路市立飾磨東中学校 いじめ防止基本方針

令和6年(2024年)4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。

生徒の尊厳を保持するため、本校では、学力の向上と人間関係力の育成を図る中で、いじめの問題の克服に向けた取り組みを推進していく。これまでのいじめの問題を再度見直し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、すべての生徒に関係し、誰にでも起こり得るものである。しかしながら、その原因や状況は様々である。このことを十分に認識した上で、学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるよう学校全体で組織的に取り組まなくてはならない。そのために、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、継続して、防止対策・早期発見・早期対応に努めることが重要である。

第2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは誰にでも、どこでも起こり得るものであり、けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。いかなる状況・背景があろうが、人間として絶対に許されない人権侵害であり、心身の健全な成長や生命・身体に大きな危険を及ぼす恐れのある、重大な人権問題である。いじめは単に加害・被害という単純な二者関係ではなく、加害者と被害者が入れ替わる場合もあり、たとえいじめられていても他の誰かに相談しないことも少なくない。また、本人がいじめられているという現実を否定する場合もある。さらに、いじめが行われていることに気がついて見ないふりをしたり、暗黙にいじめの了解を与えてしまったりする、いわゆる傍観者の存在も大きな課題である。教職員は、生徒一人ひとりの内面理解に努め、日頃から生徒の心の動きに気を配り、些細な兆候も見逃さないように努めなければならない。そして、いじめのない学校をめざして、家庭・地域社会との連携を強化し、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的に対応し、互いに信頼関係で結ばれた生徒集団、生徒が安全・安心に生活できる環境をつくらなければならない。

第3 いじめ問題の克服に向けた基本的な役割

1 学校の役割

- (1) 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
- (2) 学級活動、生徒会活動、学校・家庭・地域の活動等を通して、生徒に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等

り組ませる。

- (3) 生徒に、互いを思いやり、尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
- (4) 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
- (5) 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
- (6) 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、生徒への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

2 家庭の役割

- (1) 「子供たちは家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識したうえで家庭教育を進める。
- (2) 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。
- (3) 子供たちが自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。
- (4) 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我ががいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。
- (5) 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。また、SNSの利用について制限を設け、保護者が責任をもって管理する。

3 地域社会の役割

- (1) 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子供は地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- (2) 地域行事や伝統行事を通して、子供たちに自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- (3) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- (4) 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子供たちの標となり得るよう努める。

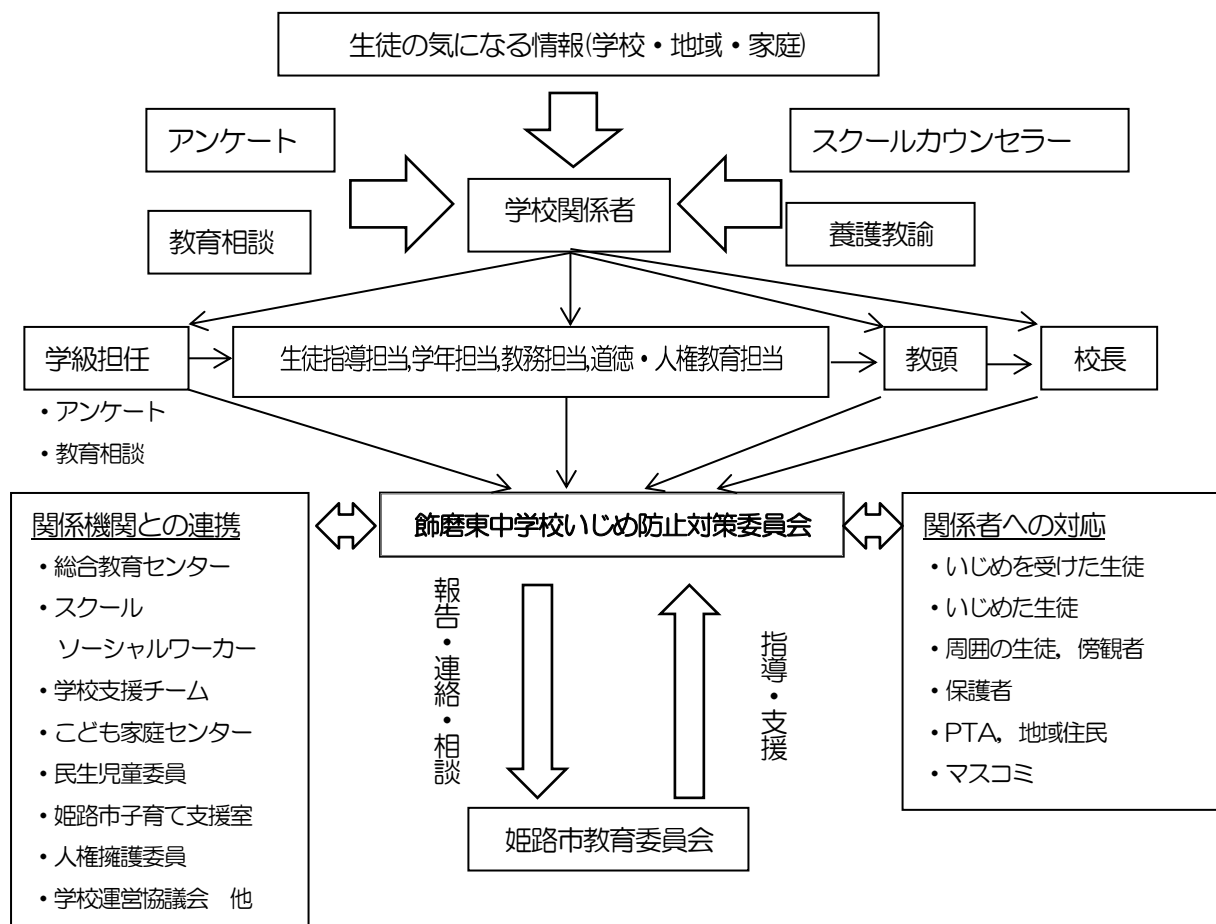
第4 いじめの防止等の対策に関する本校の施策

1 組織及び組織図

- (1) いじめ対策組織の名称
「飾磨東中学校いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成メンバー
校長、教頭、教務担当、生徒指導担当、道徳人権教育担当、不登校担当
各学年担当、特別活動担当、各学年生徒指導係、養護教諭
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
- (3) 組織の役割
・いじめ防止基本方針・年間計画の見直し及び実行

- 学校評価（生徒・保護者・教職員）・生徒指導目標の設定及び修正
- いじめの未然防止活動（アンケートの実施と活用，教育相談の計画）
- いじめ発生時における事実関係の把握と，いじめか否かの判断及び保護者・関係機関との連携
- 保護者や地域社会への情報提供
- 教職員の資質向上（共通理解と対応能力の向上）のための校内研修

組織図（対応の流れ）



2 いじめの未然防止

(1) 教育活動の点検

本基本方針に基づいて，保護者や地域社会との連携を密にし，いじめを許さない，安全・安心の学校づくりをすすめていくが，本基本方針が実効性のあるものとなるよう，計画，実行後に学校評価の一つに位置づけ評価結果を踏まえて改善していくPDCAサイクルを確立する。また，日々の教育活動のなかで，教職員・生徒・保護者・地域の方々，学校に関係するすべての人々がいじめの兆候を見逃さない，いじめを許さない，いじめをしない環境をつくる取り組みを進め，日々，自らの教育活動を振り返るよう努める。さらに，生徒の校外での活動（友だちとの遊び，塾や習い事・クラブチームでの活動等）や家庭での活動（スマホ，電話，インターネット等）にも目を向けるようにする。

(2) 自尊感情の育成

生徒は日々互いの関わりの中で生活している。その中で，自分自身が他者から認められていない，自分の思いを周囲に理解されていない，自分の存在価値を感じられない等，自尊感

情の低い生徒ほど、他者に対して攻撃的になる傾向が強い。そこで、授業にライフスキル教育等を取り入れ、生徒一人ひとりが自己の存在感を認められるようになること、また姫路市が取り組む「魅力ある学校づくり」授業改善や生徒が自主的に行う昼休み時間の有効活用などの新たな取り組みを推進することにより、生徒一人ひとりを認める教育活動の充実に努める。

(3) 豊かなこころの育成

学校の全教育活動を通じて、生徒の豊かな心の育成に取り組む。特に、道徳の時間での学習を充実させ、「わくわくオーケストラ教室」や「トライやる・ウィーク」、さまざまな学校行事等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むと共にのぞましい人間関係を育成する。

(4) 確かな学力の育成

生徒の学校での活動で最も大きな時間を占めているのは“授業”であり、ほとんどの生徒・保護者にとって最も大きな関心事は、進路決定である。新学習システムや生徒支援教員等の効果的な活用、生徒一人ひとりの特性、適性、興味・関心を的確に把握したわかる授業づくり、ICT機器やデジタルコンテンツ等の活用・生徒同士の共同を重視した楽しく学べる授業の実施に心がけ、生徒に確かな学力を育成する。

(5) 部活動の充実

生徒が自分らしさを発揮でき、生き生きと活動できる場の一つが、生徒自らが選択し、入部した部活動である。朝や放課後、休日に一心に部活動に取り組んでいる生徒の姿には感動させられるものがある。大きな大会には保護者や地域の方々も応援に駆けつけられる。生徒が自己の存在感を強く感じられる場、健やかな体を育成する場として、部活動に生徒が取り組める環境を整備する。

(6) 小中一貫教育の更なる推進

「豊かなこころ」「確かな学力」「健やかな体」すなわち、「生きる力」の育成に向けては、学校・保護者・地域社会の三者が一体となって取り組むことが必要である。さらに、校種間連携強化が重要である。本校区においては、小中一貫教育の推進により、生徒理解や学力向上の醸成に大きな効果があった。そこで、今後とも小中一貫教育をさらに推進していく。

(7) 心のふれあいを大切にしたい教職員集団づくり

人権を通じた教育を実践するためには、教職員自身が豊かな人間性や社会性を身に付ける必要がある。また、生徒一人ひとりと心を通わせ、保護者や地域社会から信頼される存在でなければならない。そのために、保護者や地域の方々との対話を重視し、生徒への指導に当たっては、力に頼った指導ではなく、生徒の内面を理解し、生徒の思いを受け止める信頼関係に基づいた指導を徹底する必要がある。

(8) 校内研修の充実

校内研修は、いじめを許さない学校づくり、いじめを見逃さない教職員集団づくりにおいて最も大切である。そこで、「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」「NO!体罰」等の活用、いじめの事例研究、カウンセリングマインド研修会などスクールカウンセラー等による校内研修を年度初め・夏季休業期間に1回実施すると共に各学期に1回の校内研修を実施する。

3 いじめの早期発見

(1) 生徒の現状把握

休み時間、昼休み、放課後等できるだけ、学級担任・部活動顧問を中心に教員も生徒と共

にるように努め、声かけを怠らず、また、定期的な家庭訪問以外にも随時家庭訪問を行い、それぞれの生徒の状況や生徒間の人間関係を把握する。特に、長期休業中は生徒の顔を見る機会が減少するため、特に留意する。さらに、教師間で少しでも気がついたことがあれば即時お互いに連絡し合う。

(2) 教育相談期間の設定とドリーム（生活ノート）の活用

定期考査前、各学期1回の教育相談期間を設定し、学級担任がすべての生徒と面談する機会を設ける。また、ドリームへの記入を促し、ドリームは自由に思いや悩みを書く機会であることを啓発する。

(3) 相談体制の整備

毎週1日来校するスクールカウンセラーによるカウンセリングルームや保健室等を活用し、生徒や保護者が心を開いて気軽に相談できる体制を整備する。スクールカウンセラーや養護教諭と他の教職員との連携を密にするが、生徒や保護者の希望により相談内容の保秘を可能にする。また、姫路市総合教育センターの相談窓口や「子どもの人権110番」、法務局人権相談窓口等の活用を生徒や保護者に啓発する。

(4) 実態把握

学期に1回「教育相談アンケート」とは別に「いじめアンケート」を生徒が記入しやすい形態で実施する。アンケートの実施にあたっては形式的にならないよう、生徒自身が真剣に回答するように促す。また、いじめに同調したり“傍観者”にならないように啓発し、自分自身のことだけでなく、いじめに苦しんでいる仲間を助ける意識を持たせて回答させる。結果については、教育相談の時間等を活用し担任が聞き取りを行う。その後、学年主任、生徒指導主任、管理職も点検に加わり、いじめを見逃さないようにする。このアンケートは5年間学校で保管する。

(5) 心の耕し

道徳人権教育の充実と「いじめをしない、させない、ゆるさない」人権尊重の精神の徹底を図るため、特活や総合的な学習の時間での体験活動・生徒同士の心の交流を図るなど、生徒間に互いを思いやり温かい人間関係を育てる。また、ライフスキル教育の導入などにより、生徒一人ひとりの生活面での“スキル”を高め、いじめをおこさない生活基盤の確立と予防的生活指導に努める。

4 いじめの早期対応

(1) 即時対応

いじめの兆候を発見したとき、いじめではないかと感じたときは、それを軽視したり、間違いではないかと対応に慎重になったりせず、すぐに生徒指導、当該学年及び管理職に連絡する。連絡を受けた場合は、まず正確な事実確認・情報収集に努める。

(2) 指導体制の確立

いじめはいじめられる側にも問題があるという見方を排除し、まず、いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にする。そのためには、すべての教職員の共通理解を図り、対応する職員の役割分担を明確にするなど組織的な対応を行う。

(3) 保護者との連携

いじめの解消には保護者の協力が欠かせない。そこで、被害の側、加害の側、双方の保護者に家庭訪問等を通じて正確な事実を伝え、協力を求める。その際、加害の側にもいじめの解消は個々の生徒の問題点を指摘するということではなく、一人ひとりが自分らしく生活できる生活環境を整えることが第一歩であるということをも十分理解していただく。

(4) 関係機関との連携

教育委員会への報告をためらわず、いじめを認識した時点ですぐに報告する。そして、学校指導課生徒指導係や育成支援課教育相談係・少年愛護係、場合によっては、育成支援課自立支援係の指導より助言を仰ぐ。いじめの背景に家庭での養育状況等があると考えられる場合には、こども家庭センターや姫路市子育て支援室、民生児童委員等の協力を求める。

いじめが刑法に抵触する場合や、生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には警察に通報し、警察と協力して解決にあたる。

(5) 事後の対応

スクールカウンセラーや総合教育センターでの相談等を通じていじめに関わった生徒（いじめられた生徒、いじめた生徒、傍観していた生徒）の心のケアを図る。特に、いじめを受けた生徒の不安感を十分に解消するように配慮する。また、一度解決したと思えるいじめが再び行われたり、対象を代えていじめが起きたりする場合もあることも考慮し、生徒の様子を十分に把握する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・日頃から情報モラル教育を推進し、生徒及び保護者へ啓発する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、生徒からの聴き取り、書き込み画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の発生時の報告

学校が重大事態であると判断した場合、学校長が教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

2 重大事態の調査

教育委員会の指導に従い、調査の主体となる組織を決定し以下のように調査を行う。

(1) 学校が主体となる場合

「飾磨東中学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

(2) 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(2) 調査結果の報告

調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添えることができる。

令和6年度 年間行事計画

月	学校行事 等	早期発見に向けた取組	未然防止に向けた取組（交流会等）
4	入学式(1年), 修学旅行(3年) いじめ防止対策委員会① (本年度の取組, 前年度の情報共有)		
5			ライフスキル①(お互いをもっと知ろう)
6	体育大会 学校評議員会①	いじめアンケート① 教育相談①	ノーデジタル週間
7		一学期末保護者会 職員研修	全校集会 (夏休みの生活について)
8	いじめ防止対策委員会② (2学期に向けての情報共有)		
9		教育アンケート①	ライフスキル②(すばらしい友だち)
10	文化発表会	教育相談②	
11	わくわくオーケストラ教室 学校評議員会②	いじめアンケート② 教育相談③	ライフスキル③(よりよい決定をする) ノーデジタル週間
12		二学期末保護者会 職員研修	全校集会 (冬休みの生活について)
1		教育アンケート②	
2	学校評議員会③	いじめアンケート③ 教育相談④	ライフスキル④(自分の気持ちをうまく伝える) ノーデジタル週間 入学説明会
3	卒業式(3年) いじめ防止対策委員会③ (本年度のまとめと基本方針の見直し)	学年保護者会	全校集会 (春休みの生活について)

※事案発生時には、速やかに「いじめ防止対策委員会」及び「職員会議」を行う

※年間を通じて登校時のあいさつ運動を行う

※教育相談は、計画以外にも必要に応じて適時行う

※考査前には「ノーデジタル週間」を実施して、家族でデジタル機器の利用について考える機会とする。